

（通則）

第1条 世田谷区民営自動二輪車駐車場育成助成金（以下「助成金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 助成金は、駅周辺等における道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動二輪車の違法駐車を防止し、交通の安全及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、民間事業者が経営する自動二輪車駐車場の建設に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象者）

第3条 助成の対象とする事業者は、次条に定める公共の用に供する自動二輪車駐車場を設置し、経営する事業者等とする。

（助成対象となる自動二輪車駐車場の要件）

第4条 助成の対象となる自動二輪車駐車場は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1）区内において、新たに5台以上の駐車スペースを整備したものであること。
- （2）構造及び設備は、利用者の安全を確保し、かつ、自動二輪車の駐車が有効に行えるものであること。

（助成の対象経費及び交付額）

第5条 助成の対象となる経費は、前条第1号に定める自動二輪車駐車場の新たな整備（以下「助成事業」という）に係る建設費とし、その建設が毎年度2月末までに完了する予定のものとする。

- 2 建設費とは、専用料金精算機設置、施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事、転倒防止ガードパイプ設置及び既設設備の除却に要する費用その他区長が必要と認めたもので、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。
- 3 助成金の交付額は、建設費の3分の1以内とし、1駐車場当たり20台を限度として、1台につき100,000円を助成の限度とする。ただし、助成金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、民営自動二輪車駐車場育成助成金交付申請書（第1号様式）を提出させなければならない。

（助成金の交付決定及び通知）

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに民営自動二輪車駐車場育成助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は前項の審査の結果、助成金を交付しないことに決定したときは、申請者に対して民営自動二輪車駐車場育成助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 区長は、助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に、助成事業が完了したときは、速やかに民営自動二輪車駐車場育成助成金助成事業実績報告書兼完了届（第4号様式。以下「実績報告書」という）を提出させなければならない。

（助成金の交付確定）

第9条 区長は、実績報告書の内容を審査し、現地調査を行い、助成金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、民営自動二輪車駐車場育成助成金交付確定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

- 第10条 区長は、前項の規定による通知を受けた交付決定者に、民営自動二輪車駐車場育成助成金交付請求書（第6号様式）を区長に提出させるものとする。
- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。  
（助成事業の変更、中止等）
- 第11条 区長は、交付決定者が助成金交付決定後、自動二輪車駐車場建設工事の設計変更等により、助成事業の内容を変更する場合又は助成事業を中止する場合若しくは助成事業を廃止する場合には、民営自動二輪車駐車場育成助成金助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第7号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。
- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、民営自動二輪車駐車場育成助成金助成事業変更・中止・廃止承認通知書（第8号様式）により申請をした交付決定者に通知するものとする。  
（交付決定の取消及び返還）
- 第12条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の一部又は全部を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。
- （1）この要綱に違反したとき。  
（2）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。  
（3）助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- 2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該助成事業者に民営自動二輪車駐車場育成助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知しなければならない。  
（違約加算金及び延滞金）
- 第13条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。  
（違約加算金の計算）
- 第14条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。  
（延滞金の計算）
- 第15条 第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。  
（帳簿の保存）
- 第16条 区長は、交付決定者に、助成事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、助成事業完了後5年間保存させるものとする。  
（財産処分の制限）
- 第17条 区長は、助成を受けた者が助成金により取得した財産を、区長の承認を受けることなく、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。ただし、助成事業の完了後3年を経過した場合は、この限りでない。
- 2 区長は、交付決定者に、前項の処分をしようとするときは、民営自動二輪車駐車場財産処分承認申請書（第10号様式）により、承認を受けさせなければならない。
- 3 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、民営自

動二輪車駐車場財産処分承認通知書（第11号様式）により、申請をした交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。